

3 記述の重複について

共同研究の宿命ではありますが、記述の重複が散見されます。（今後調整されるのでしょうか）前記2の指摘とも関連しますが、52頁53頁の〔7〕〔8〕の記述は、ほとんどその前に出ています。

4 用語や表現について

当職の専門である法律分野に限つていくつかの疑問点を指摘いたします。

vii頁 法的立証性

他の箇所にも多用されている用語ですが、法律用語としては熟しているとは思われません。「法的な立証可能性」の意味でしょうか。

viii頁 刑事・検察

警察・検察の誤記と思われます。

同 刑事捜査上の司法診察

司法診察という用語は定着していません。

29頁 開示撤回

意味が分かりづらい。本文の用語である告白撤回と合わせるべき。

31頁 「1」の第三段「法的には～多い」について

全体として主張したいことが不明です。通告者が特定されても仕方がないとの趣旨とも読み、9頁の記載と矛盾します。

また、「お答えしない」という対応も無意味である、とありますが、方法論的にはそのように答えるしかなく、また、通告の事実を認めた場合とは異なる経過を辿ることが多いと思われます。（認めると、そのことで攻撃の材料を与えることになる）

32頁 法的に家庭裁判所への申立て等となった

→家庭裁判所への法的申立て等となった

32頁 一個人の通告義務を守る上で

義務を守るという表現はあまり聞きません。個人であっても通告しやすいように、という趣旨でしょうか。

32頁 通告後の～報告されない

→保護者との相談経過に入って段階で、通告後の事実経過の内容は相談機関に守秘義務が課せられる相談情報になるので、通告者には報告されない。

32頁 一時保護の実施により～生じるため

権利が生じるとの表現は妥当ではありません。

→一時保護は親権者の権利を制限する行政処分であり、行政法上の不服申立（不服審査請求）の対象となるため、

32頁 共同親権者～設定される

→共同親権者あるいは共同の保護者によって養育されている子どもに対して虐待が疑われる、という趣旨でしょうか。

33頁 法が許す範囲内

告知内容についてまで法は規定していないと思います。通告者を特定しないように配慮して、で足りると思います。

47頁 実況検分

→ 実況見分

47頁 全体として～要するだろう

翻訳文を読んでいるようで、意味が取りづらい。

47頁 法的な対応については～認められる

「それ」は法的な対応を指していると思われますが、法的な対応を忌避するとはどういう意味ですか。忌避できるとすれば、法的な対応ではないと思いますが。

取扱注意

児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン

2009 年度試行版 (素案)

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班(研究分担者 山本恒雄)
性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班(研究分担者 庄司順一)

- 本ガイドラインは、試行実施機関のための原型版資料として呈示されるものである。
 - 本試行ガイドラインは現行法制下での実務を前提に作成されている。
 - 試行実施機関は試行実施にあたって、それぞれの機関の状況、社会資源の整備状況等を考慮してこの原型版資料を元に実務上の実施ガイドラインを作成した上で試行実施するものとする。
 - ガイドライン試行実施機関の加筆・修正については本研究の研究班と協議・確認の上行う。
 - 本資料は対応のガイドラインであって業務の実施規則に属するものではない。
-
- 被害確認面接の詳細部分については一定の研修・訓練を経た場合にのみ提供される。
 - この原型版は隨時、予告なく研究班の活動を反映して加筆・修正されるものとする。

2010/1/28

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」
「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班(研究分担者 山本恒雄)」
「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班(研究分担者 庄司順一)」

児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 試行版 2009 年度

目次

はじめに

1. 性的虐待の特殊性(p.1)
2. 初期対応：性的虐待の発見(p.2)
 - [1] 性的虐待相談の発端(p.2)
 - 1) 子ども本人からの相談(p.2)
 - 2) 保護者からの相談(p.4)
 - 3) 関係機関からの相談・通告(p.7)
 - 4) 近隣、親族からの相談・通告、直接子どもに関わる人からの相談・通告(p.9)
 - [2] 性的虐待を疑わせる事柄とは(p.10)
 - 1) 明らかな性的虐待行為(p.10)
 - 2) 性的虐待行為の疑い 1(p.10)
 - 3) 性的虐待行為の疑い 2(p.10)
 - 4) 子どもの行動からの疑い(p.11)
 - 5) 性的虐待の目撃・問題事実(p.11)
 - 6) 性的虐待問題へのアプローチにおける考え方(p.11)
 - [3] 子どもからの性的虐待の告白を聴いた時の対応原則(p.12)
 - [4] 虐待をほのめかす子どもの告白を聞くことになったら(p.13)
 - [5] もしも子どもが自分の発言を途中で撤回するとか、話したことを秘密にするように要請したら(p.14)
 - [6] 子どもの告白を聞く非専門家の留意点(p.15)
 - [7] 子どもからの告白が無い場合の通告要件(p.17)
 - 1) 親権者・保護者の目撃 (p.17)
 - 2) 子どもの福祉に関する専門機関職員からの通告 (p.17)
3. 通告 (p.19)
 - [1] 通告者の留意点 なぜ通告しなければならないか(p.19)
 - [2] 通告にあたっての留意点(p.19)
 - [3] 通告の受理対応(p.20)
 - 1) 初期調査における手順 (p.21)
4. 子どもからの初期被害調査 (p.22)
 - [1] 通告受理直後の児童相談所による初期調査の留意点 (p.22)
 - [2] 子どもへの初期被害調査面接の基本的留意点 (p.23)
 - 1) 子どものペースを尊重しながら丁寧に話を聞き真剣に受け止めること (p.23)
 - 2) 性的虐待について話す子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解すること (p.23)
 - 3) 話を聞くことが子どもにとって『二次的被害』にならないよう注意すること (p.23)
 - 4) 秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること (p.24)
 - 5) 子どもの年齢に応じて、話を聞く際に補助的道具(描画など)を活用して正確さを期すこと(p.24)
 - 6) 子どもの意向を聞きながら、予想される今後の展開を子どもに説明すること (p.24)
 - [3] 子どもへの初期被害調査面接の手順 (p.25)

- 1) 面接の時間設定 何時までに終えないといけないか (p.25)
 - 2) 面接の事前組み立て (p.25)
 - 3) 面接の実施内容 (p.25)
5. 一時保護の要否判断と初期被害調査の対応 (p.27)
- [1] 一時保護の要否判断 (p.27)
- 1) 基本的姿勢 (p.27)
 - 2) 子どもの安全についての調査確認と対応方針の判断・決定 (p.27)
 - 3) 子どもへの一時保護の告知 説明と説得 (p.28)
 - 4) 保護しない場合の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認 (p.29)
 - 5) 子どもが開示撤回した場合の今後の援助窓口の呈示と安全確認 (p.29)
 - 6) 子どもの一時保護の時点で非加害保護者と接触する場合 (p.30)
6. 子どもの保護の実施と保護者・親権者への一時保護の告知 (p.31)
- [1]一時保護の経過説明に関する通告者、通告機関の立場 (p.31)
- [2]親権者・保護者への一時保護の告知 (p.32)
- 1)一時保護の告知における共通事項 (p.33)
 - 2)一時保護についての告知面接の手順 保護者を別々に同時面接する場合 (p.34)
 - 3)一時保護についての告知面接の手順 保護者を連続的に別に面接する場合(p.35)
 - 4)一時保護についての告知面接の手順 保護者を同席面接する場合(p.36)
7. 非加害者である保護者への関わり(p.37)
- [1]性的虐待における非加害保護者 (p.37)
- 1)子どもの支援における重要人物である(p.37)
 - 2)性的虐待における第二の被害者である(p.37)
 - 3)子ども生活をもっとよく知る関係者である(p.37)
 - 4)しばしばDV被害や過去の被虐待経験者である(p.38)
 - 5)日本の性的虐待対応における非加害保護者に関する特異性(p.38)
- [2]非加害保護者との初期接触での留意点 (p.39)
- 1)加害を疑われる人物とは分離した接点の確保 (p.39)
 - 2)虐待の事実の告知と保護者の認知状況 (p.39)
 - 3)今後の支援のための情報提供と協力要請 (p.39)
 - 4)継続的な接触とサポートの提供 (p.39)
8. 虐待者との面接(虐待事実の確認・告知) (p.40)
9. 一時保護後の子どもへの援助：被害確認作業まで (p.41)
- [1] 一時保護後の子どもの反応と対応 (p.41)
- 1)初頭緊張と過剰適応への配慮と見守り (p.41)
 - 2)定期的・定点的な担当者の面会によるサポート (p.42)
 - 3)行動観察と援助ニーズの見極め (p.43)
 - 4)子どもが自分の安全・安心を感じたかどうかを確かめる (p.43)
- [2]子どもの性的被害確認に伴う援助 (p.44)
- 1)性的虐待の被害確認面接設定へのサポート (p.44)
 - 2)身体医学診察の設定へのサポート (p.45)

10. 子どもの性的虐待についての被害確認面接 (p.46)

- [1] forensic interview をめぐる日本での課題整理と呼称について (p.46)
- [2]なぜ被害確認面接をしなければならないか (p.48)
- [3]誰が被害確認面接を担当するか (p.50)
 - 1)職種 (p.50)
 - 2)面接者とチームスタッフ (p.50)
 - 3)面接者の性別 (p.50)
 - 4)最も注意すべき特殊な例 (p.50)
- [4]被害確認面接の目的は被害を追及し真実を暴くことではない (p.51)
- [5]それでは法的立証性を得るために面接は何を基軸とするのか (p.51)
- [6]真実の告白と確認はそれに見合う対応が保障されなければならない (p.51)
- [7]forensic interview 技法を用いた被害確認面接の概要 (p.52)
- [8]なぜ、児童相談所が法的な被害確認面接を担当するのか (p.52)

11. 子どもの性的虐待についての身体医学的診察 (p.54)

- [1] 身体医学的な診察（虐待認定のための診察）の理由と目的 (p.54)
- [2] 身体医学的診察と治療援助上の意味 (p.54)
- [3] 診察の対象事項 (p.54)
- [4] 診察を担当する医師 (p.55)
- [5]子どもが妊娠していた場合 (p.55)

12. 性的虐待通告事例における周辺調査 (p.57)

- [1]性的虐待事例における2つの周辺調査実施段階 (p.57)
 - 1)通告を受理した直後の調査 (p.57)
 - 2)子どもからの何らかの被害確認を取った後の調査 (p.57)
- [2]きょうだい・親族等への調査 (p.57)
 - 1)同居家族への調査 (p.57)
 - 2)同居していない親族等への調査 (p.58)
 - 3)きょうだい・親族への調査が与える影響とその関わりの視点 (p.58)
- [3]法的対応への準備 (p.58)

13. 一時保護後の子どもへの援助：援助方針の検討・決定 (p.59)

- [1]子どもの生活場面での安定と援助課題の見極め (p.59)
- [2]子どもと家族の接点 非加害保護者との接触 (p.59)
 - 1)非加害保護者が子どもの被害事実、子どもの証言に懐疑的・否定的である場合 (p.59)
 - 2)非加害保護者が子どもの性的被害は信用しているが、保護者自身のショックが強い場合 (p.60)
 - 3)非加害保護者が子どもの性的虐待を受け止め、子どもの立場で考えようとしている場合 (p.61)
 - 4)保護者以外の親族と子どもの接触 (p.61)
 - 5)虐待者の動向 (p.61)
- [3]子どもへの援助課題、援助方針のアセスメント (p.61)

14. 子どもへの援助の基本的視点(p.62)

- [1]トラウマ性の問題と治療・ケア(p.62)
- [2]低い自己イメージへの対処(p.62)
- [3]性的行動の再現性への対応(p.62)
- [4]正常な性的発達を促進する(p.62)
- [5]性的被害体験と関連する問題(p.63)
- [6] 非加害保護者、家族、加害者への感情のサポート(p.63)

15. 保護者の指導・ケア(p.65)

- [1]虐待加害者への対応と指導(p.65)
- [2]非加害保護者へのケアと子どもへの支援の方向づけ(p.65)

16. 児童福祉審議会、家裁への申立て 行政不服審査請求への対応等(p.66)

- [1] 被害調査、被害確認面接の記録の扱いについて(p.66)

17. 刑事事件としての取り扱い(p.67)

18. きょうだいが加害者の場合その他の課題(p.68)

19. 保護者・きょうだい以外の加害者による家庭内性的虐待への対応について(p.68)

20. 別件での施設入所後や他の相談対応中に発覚した性的虐待への対応(p.68)

- [1]他の相談対応中の性的虐待の発覚への対応(p.68)
- [2]子どもからの被害告白への対応と被害告白の意味(p.68)
- [3]子どもが施設入所中の場合の性的虐待・発覚対応(p.69)
 - 1)子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認(p.69)
 - 2)施設入所中の子どもへの初期調査の評価と安全の確保(p.69)
 - 3)施設入所中の子どもの別件での援助途中での発覚対応の留意点(p.69)
- [4]子どもが在宅の場合の性的虐待の途中発覚について(p.72)
 - 1)在宅の途中発覚の場合の子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認(p.72)
 - 2)在宅の途中発覚の場合の子どもの初期調査の評価と安全の確保(p.72)
 - 3)別件で相談中の在宅の子どもの援助途中に性的虐待の発覚があった場合の留意点(p.73)

附録

司法手続きにおける子どもの供述(p.74)

はじめに：このガイドライン試行版について

本ガイドライン試行版は、性的虐待対応における具体的な実務上の詳細を整理し、特に児童相談所における通告からの初期対応実務に資することを目指している。

児童相談所における性的虐待対応の実務については、平成21年3月31日の厚生労働省通知によって改正更新された「子ども虐待対応の手引き」に実務上の留意点等が記載されており、これは現在の児童相談所の対応の基本線を示している。本ガイドライン試行版はこれに代わるものではなく、これらに追加して、より具体的な強化を図ることを目指した試行的なガイドライン（ルール：規則ではない）として作成された。

ガイドライン試行版は原型版として作成されており、そのままの形で現場の実務上の試行ガイドラインとして使用されることを想定していない。

本ガイドライン試行版はその実務上の適用において以下の要件を前提として想定している。

- ① 本ガイドライン試行版には原型版として想定される理想的で多様な取り組みが全て記載されている。実務上の適用においては、各現場の状況、社会資源、体制等の条件に照らしてより具体的に実施可能な体制・内容の精査・吟味を図り、必要な加筆・修正を加え、各実施機関としての実務上の試行ガイドラインを確定することが前提となる。
- ② 実務上の試行ガイドラインの確定と適用は、本ガイドライン試行版を作成した研究班との協力・協議によって行うこととし、必要な準備研修の実施、研究班による実務上のコンサルテーションバックアップ、実施経過のモニター、フィードバックを一体的な一連の作業と考えている。
- ③ 本ガイドライン試行版に関する作業は、本研究班の活動期日：平成23年3月末までに閉止する。
- ④ 本ガイドライン試行版の実務上の試行実施に関しては概ね以下の作業手順を想定している。

ガイドライン試行実施候補の募集 → 試行実施機関の応募 → 試行実施機関の確定

ガイドライン試行版の実務上の検討 : ガイドライン試行版の内容について実務上の検討を行う。

具体的な条件整備、必要な事前研修や関係機関調整も検討。

実務上の試行ガイドライン作成 : 試行版ガイドラインを元に各現場の要件、体制の整備を組み込んだ実務上のガイドライン作成。

事前研修の計画・実施 : 研究班との協議・調整により、事前研修の計画と実施

対象は実務職員および関係機関

(被害確認調査、被害確認面接の事前トレーニングを含む)

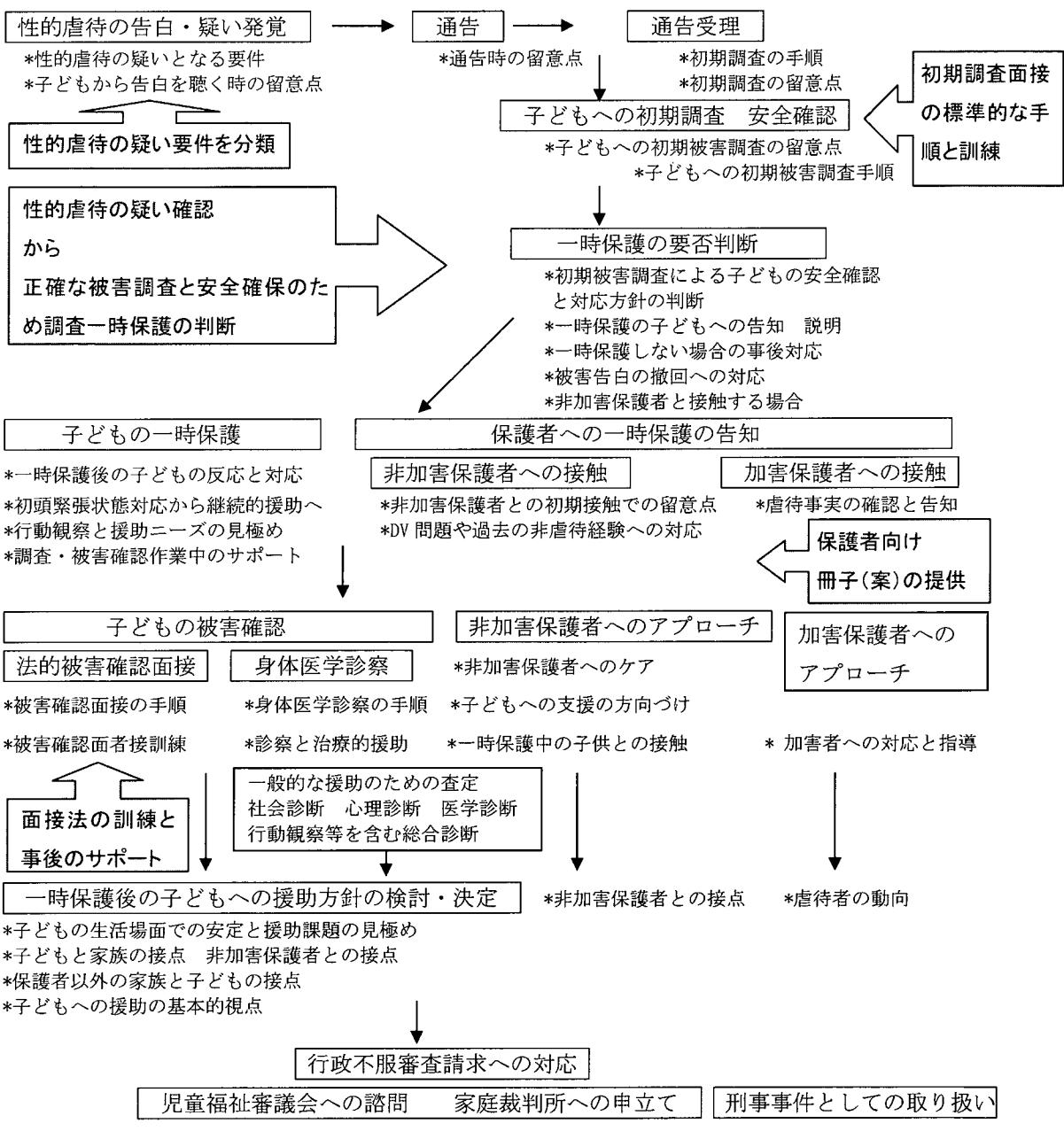
ガイドラインに従った試行実務開始 : 試行ガイドライン実施状況及びそのコンサルテーションバックアップは実施状況のモニター、情報フィードバックとセットで研究班が提供。

試行版ガイドライン実施体制の終結→ガイドラインの作成 : 各実施状況からのフィードバックによる修正を加えた研究班のガイドラインを作成。
各試行実務はそのまま実務に移行。

この間に以降、必要となる研修体制や サポート・バックアップ体制も検討。

「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2009 年度試行版」による対応フロー概要図

- 対応の概要図 事項 の下の * の項目はガイドラインの代表的な項目を提示。
- はこのガイドラインの特徴的なポイントや試行実施における研修などの情報を補足。
- これらは標準的なガイドライン原型版の手順である。
- 試行実施にあたっては各実施場所において実務的な手順の確認、追加・修正を行った上で試行実施に入ることを想定している。(当研究班スタッフが各地の実施内容修正や研修トレーニング等をサポート)



呼称、用語の確認

本手引きにおいては概ね以下のように呼称、用語を確認し使用する。

1) 子どもの被害に関する記述

① 家庭内性暴力被害、及び、家庭内性暴力被害の疑い

初動の領域をはじめとして、子どもの被害の疑いに焦点化した取扱いを行う際の概念と呼称。加害者の特定に従って法的には性的虐待、同居人や家族・親族、職員からの性暴力被害を要件とした保護者・監護者のネグレクト、その他の性犯罪被害に分岐する前の段階、あるいはより全般的・一般的呼称として用いる。

② 性的虐待、及び、性的虐待の疑い

児童虐待防止法第2条の規定による性的虐待、およびその疑いを指す。

ただし、一般的にはより広義の①に類する事柄を含めて性的虐待と呼ぶことがあり、これは児童虐待防止法第3条の規定によって、より広義の子どもの性暴力被害を性的虐待と呼ぶことも許容されると解される。児童相談所現場での言葉の使用として、性的虐待を児童虐待防止法第2条の規定に厳密に従うとするなら①と②を使い分ける必要があるだろう。

③ 性犯罪被害、性(的)暴力被害 およびその疑い

①、②に当たらない、明らかな第三者による性暴力被害は性犯罪被害と呼ぶ。ただし、子どもへの性暴力被害全般を性的虐待も含めて性犯罪被害や性(的)暴力被害と呼ぶこともある。

本手引きでは原則的に「性的虐待」を主たる用語として用いる。厳密に意味を使い分ける必要がある場合には①～③の原則に応じて言葉の使用に配慮しているが、上記記述にもあるように、一般的な使用法には相互の広義・狭義の重複があり、常に厳密に使い分けが通用しているわけではないので、ある範囲内の柔軟な使用を許容している。

2) 子どもの性(的)暴力被害に関する調査面接、事情聴取の分類と呼称について

ガイドランの各部分でその分類と呼称の詳細が記載されているのでここではその呼称区分の概要のみ提示する。

① 被害調査面接

通告に続く児童相談所の初期対応で家庭内性暴力被害の疑いを確認し、子どもの安全確保と調査のための一時保護の要否を判断するための面接。本ガイドラインで新たに定義しその区分と手法を提案する。

② 被害確認面接

法的な被害事実の確認のための事情聴取面接。法的な立証可能性において、欧米での forensic interview の児童福祉部分に当たり、基本的にその手法を適用する。ただし、ビデオ録画や対応チームによるバックアップ等を含めてその詳細は未確立であり、技術訓練についても個別的な民間のいくつかの試みに限られている。これまで司法面接と訳され、呼ばれてきた経過もあるが、今回のガイドラインの策定において、

(法的)被害確認面接と定義し、その区分と手法の確立を提案する。

- ③ 司法面接(forensic interview) 警察・検察が事件捜査として被害・加害の事実確認、立証のために行なう事情調査面接。法的な立証性において forensic interview の手法に従った面接が行われる場合を想定している。ただし、実際の刑事捜査においては forensic interview が条件とする1回きりの面接や児童福祉との合同実施、ワンウェイ・ミラー越しのチームバックアップなどは現行体制としては要件となっていない。この区分と名称は、本ガイドライン独自の分類提案の段階である。
- ④ 医療診察における問診 法的な立証性を確保し、刑事捜査上の証拠資料となる証拠を採集する医療診察が欧米では専門領域として確立されており、その問診を含む手法は日本では未確立である。
実務上はいくつかの児童福祉現場で性暴力被害についての医療診察が実施されており、これを刑事捜査上の司法的な証拠収集のための診察と統一すべきか、児童福祉領域の問診・診察とすべきかについては未整理だが、医療診察とそれにおける問診が重要な課題であることは明らかであるため、本ガイドラインでは医療診察における問診を区分して取り上げた。

1. 性的虐待の特殊性

性的虐待は以下の点で特殊性が認められ、他の虐待と異なる。

- ① 加害者が主たる養育者に限定されず、子どもの生活圏に登場する多くの人物に加害者となる潜在的可能性があり、またその動機が加害者側の欲望の満足、被害者に対する榨取にあり、その他の性犯罪との連続性がある。*
- ② 子どもの被害の発見、客観的認知が困難であり、発覚する虐待件数よりはるかに多数の虐待が実態として潜在しているとみられる。性的虐待はしばしば当事者だけが関与する事態として成立し、被害に遭った子どもの告白・証言による以外、他の人間が事実を知ること、発覚する可能性が低く、目撃や客観的証拠性が乏しい。
- ③ 子どもが加害者からの心と体への支配・操作によって徐々に進行する支配関係に取り込まれ、また繰り返されるトラウマ体験から「自分がどうしてよいか分らなくなる」状態**に陥っていることが多く、些細な兆候の発見から関与・解明を即座に開始しなければ、虐待事態の確認及びその阻止が困難である。
- ④ 性的虐待は長期にわたる隠ぺいと進行性の経過をとり、加害者から被害者への口止めや脅し、愛の表明、共犯関係の教唆・強要、周囲の人間への被害告白が出た時の信用性を失わせるような対人工作等、他の虐待に比べて矛盾に満ちた情緒的関与と犯罪的な加害—被害の支配関係の構築やマインド・コントロール、周辺工作が認められる。
- ⑤ 性的虐待は被害者の親密性や愛着にかかる安全感や自己評価、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与え、後の人生における各段階において、繰り返し、心的外傷性のダメージを持続的に与え続ける。そのためには被害者の対人関係、社会適応や、人格成熟へのダメージが極めて深刻である。
- ⑥ 被害の事実確認において法的な立証可能性・客観性のある事情聴取、および詳細な身体診察を行わないと、被害事実の立証そのものが困難である。多くの場合、刑事捜査上の立件要件を満たすことが難しく、証拠不十分として加害容疑者を処罰するに至らず、子どもの安全を守るために児童福祉上の判断と介入が必要である。
- ⑦ 加害者はしばしばその生涯に多数の被害者を生む危険性が高い。また加害者と被害者の関係性における問題は容易には修復することが困難で、虐待行為を否認する場合はもとより、加害行為事実を認めたとしても、加害者を含む家族の再統合は極めて困難であり、実務的には不可能であると考えられる。

* 法律上は児童虐待の防止に関する法律の定義によれば、保護者や現に子どもを監護する者からの性的暴力が性的虐待と定義されるのに対して、その他の家族や親族・知人等からの子どもへの性的侵害行為については、子どもを守れない保護者のネグレクト問題として扱われる。しかし子どもの身に起こった被害の観点、子どもの性暴力被害の発見と保護の困難性と子どもの安全を守る観点から、性的暴力被害については、その対象を広くとて対応範囲としなければならない。

**これらの状態は「性的虐待順応症候群」や「トラウマ生成の4つの力動」として説明されてきているが、無力化と孤立化、自他への信頼感が持てず、自身の感性を信じること、肯定することができないなどの状態にあることが多い。

2. 初期対応：性的虐待相談の発見

性的虐待相談の発端の大半は子どもの告白を聴いた人物・組織からの通告による。次には子どもの親族、非加害保護者から、そして中には子ども本人からの相談という場合もある。いずれの場合にも情報は曖昧でデリケートな扱いを要し、その初期対応が極めて重要である。

[1] 性的虐待相談の発端

1) 子ども本人からの相談

◆本人の確認と特定

相談に来所した子どもが、誰であり、どこに住んでいるか、所属、今日はどこから来たのか等、本人を特定する情報を確実に把握すること。情報は直ちに裏付け調査によって確認することが重要である。

◆なぜ本人が相談に来たか

性的虐待相談で、子ども本人からの相談は電話による場合を除くと稀である。本人から直接児童相談所に相談があった場合、よほど切迫した事情があるか何らかの危険を感じていることを想定して対応することが必要である。もちろん切迫した事情は何も性的被害だけとは限らない。

◆子どもの恐れ

性的虐待を受けてきた子どもは相談することに戸惑いや迷い、不安を抱いており、またしばしば自分自身に対して強い罪悪感を持っている。また自分が話すことを相手に理解してもらえない、信じてもらえない、あるいは相手から非難されることを恐れている。また虐待者を裏切って告白したことが虐待者の知るところとなって罰を受ける、あるいは家族が性的虐待の事実を知ることで、それが家族の深刻なトラブルに発展し、自分のせいでそうなったと非難されることを強く恐れている。子どもはそうした恐れを口には出さないので、対応者はそのことを含んで子どもを安心させるように配慮することが必要である。

◆子どものおそれ・不安への対応

場合によっては事態に向き合おうとする子ども自身が混乱してしまったり、対応者の質問が踏み込み過ぎて、トラウマの活性化をもたらしたりして、相談の途中で子どもがパニックに陥ったり、解離が起こったりすることがある。対応する者は子どものこうした切迫した状況を想定して、できるだけ穏やかに、そして強い感情反応や刺激を子どもに発しないように注意しながら、子どもが自分のペースで話せるように、また、話のペースを速めたり、内容の明確化に進み過ぎたりしないように配慮することが必要である。もしも子どもが強い不安を訴えたり、泣き出したり、冷静でいられない状態を示した場合には、子どもの安全を図り、子どもの不安を受け止めてなだめ、子どもが冷静になるまで静かに待つことが重要である。精神科の援助が必要だと判断される場合にはスタッフとしての医師や嘱託医に指示を仰ぐこと。

◆情報の法的な立証可能性への配慮

会話のやりとりや子どもの発言は、後に法的な立証性に関わる情報である。対応者は子どもの年齢や理解力によって、性的虐待の受け止め方や理解の仕方が異なることに配慮し、子どもの話す言葉づかい、表現を慎重にそのまま使い、省略や要約、解釈によって、まだ子どもが話していない内容や表現を先に発言してしまうとか、質問してしまうなど、子どもの自発的な発言内容を誘導することとなってしまう発言や質問を避けるように注意が必要である。基本は初期調査面接段階として扱う。

◆子どもの相談から性的虐待被害が疑われたら

子どもの話す内容から、性的虐待、性暴力の被害を疑わせるに足りる情報があると判断される場合、子どもの安全の確保が最優先されなければならない。

多くの場合、子どもは自分が話したことでその後の本人や家族にどんな影響があるか心配している。対応者は、まず、子どもがよく勇気をもって被害の開示をしたことを、「よく話してくれたね」「勇気がいったでしょう」「あなたの話してくれたことはとても大切なこと」と子どもの告白を信頼し、認めることが重要である。

続けて、子どもの安全を守る必要があり、そのためには子どもの身柄の安全を確保した上で、虐待者や保護者と児童相談所は話し合わなければならぬこと、これからどのように本人の安全を守るか一緒に考えていくことなど、子どもの安全に焦点づけたアプローチについて、子どもの主体性を尊重しつつ、安心させるメッセージを伝える。

2) 保護者からの相談

子どもの性的虐待相談のうち、非加害の保護者からの相談はかなりの客観的な事実が認められている相談が多い。ただし、相談の中心は保護者の対応上の悩みであり、どう対応したら良いかというものである。中には既に虐待者から子どもを守り、虐待者からの接触を遮断した状況を確保して相談に訪れる保護者もあるが、多くはまだ加害の疑いのある同居人が家庭内かその近辺で子どもに接触できる状態での相談が多い。保護者のショックを受けとめ、以後の相談関係と子どもへの支援の役割を非加害保護者にとってもらうことは極めて重要な課題である。しかし、それ以上に子どもの安全確保と子ども自身からの正確な状況聴取が次の重要課題であり、そのために保護者の協力を得ることも重要である。

◆子どもの所在と保護者の特定、確認

保護者の氏名・住所、子どもの氏名、住所を確認し、調査によって子どもの特定、所在確認をする。

◆保護者はショックを受けている

保護者からの相談の場合、何らかの子どもへの性的虐待を発見した保護者は、何よりもそのことにショックを受けていることをよく理解しておくことが重要である。

◆保護者が非加害者の場合

保護者が非加害者の場合、保護者は子どもから告白されたり、家庭内の虐待場面を目撃したり、何らかの虐待行為をうかがわせる事実を発見して驚き、混乱した気持のまま来所していることが多い。

加害者が相談者のパートナーの場合、非加害の保護者は自身が加害者と子どもに隠しごとをされ、裏切られてきた被害者でもあると同時に、そのわが子を守らなければと思う親でもあるという2つの状況に同時に直面している。加害者が親族や知人の場合にもこれは類似した状況といえる。加害者が子どものきょうだいの場合には、共にわが子である加害者と被害者をどう扱ったらよいか困惑している。

◆保護者のショックへの対応

保護者への対応でまず重要なことは保護者の驚きやショックを正当で正常な反応として受け止めることである。同時に子どもの身に起こったかもしれない被害については、それを信じたくない、事実を受け入れたくないという気持になることや、どうして子どもがもっと早く自分に打ち明けてくれなかつたのかといった気持についても理解を示すことが重要である。同時に子どもの安全のために保護者が心配して相談に来所したことは極めて適切で正しい行動であることを支持することが重要である。

◆正確な事実の聴き取り

具体的に保護者が把握した情報を正確に聴き取ることが重要である。保護者は混乱しており、自分のとった行動、見聞きした事実、自分と子どものやり取り等をなかなか正確に再現できないことがある。保護者の戸惑いやショックを受けとめた上で、できるだけ保護者から冷静かつ客観的に、正確な情報を聴取することが重要である。これは初期被害調査と同等の重要な情報の取り扱い課題である。

◆子どもの安全確保と接触の導き手となってもらう

相談に来所した保護者は子どもの所在がどこにあるかによっては、子どもの安全を確保し、できるだけ早く子どもと安全に直接接触するためのサポートができる重要人物である。また子どもを加害者からの再

被害から守り、子どもを支え、また児童相談所が子どもの身に起ったことを正確に把握し、必要に応じて子どもを安全に保護するためには保護者の協力が重要である。

◆子どもの安全とサポートの協力者となつてもらう

以後の長期の援助において非加害保護者の援助は被害に遭った子どもの回復において最も重要な要素となる。しかし、保護者は加害者との関係の整理が難しく、またしばしば虐待者が虐待行為を否認することから非加害保護者は子どもの告白よりパートナーの言い訳を信じてしまいがちである。併せて自分の被害者としてダメージ、家族を守る必要性からも家族の現状維持を選択する可能性も高い。こうした課題を超えて非加害保護者を被害児へのサポートへになつてもらうことが重要な課題となる。

◆今後の対応のための情報提供と今後の援助関係への見通し

当惑しショックを受けている保護者への最初の対応で、できることは限られる。非加害保護者をサポートし、被害を受けた子どもへの援助のパートナーとなつてもらうためには、たくさんのしなければならないことがあるが、まずは保護者のショックを和らげ、正確な情報を聴取し、子どもの安全を確保することが最優先する。

性的虐待の複雑な課題と今後の問題については、非加害保護者のための冊子などを用意して初期から情報提供できるようにしておき、非加害保護者の重要性を含め後々見直してもらうようにする。

◆保護者の養育見解に問題が感じられる場合

保護者が子どもの性的虐待問題で相談に来所しているのだが、当人自身も性的には不適切な養育者・保護者である場合がある。ポルノを子どもに見せることや自分の性行為を子どもの前でも隠さない、あるいは家庭内で裸でいることや、思春期に近付いた異性の子どもと入浴する、あるいは思春期に近い異性のきょうだいを同じ部屋で寝かせていることなどを不自然と思わない保護者が、子どもの被害を発見して相談に訪れることがある。性暴力被害の発生に保護者自身の養育姿勢の問題が関与しているかもしれないのだが、多くの場合当人はその不適切さを十分には自覚していないし、話を聞いていく中で初めてそうした状況が判明することが殆どである。

こうした場合、当初の対応としては、保護者のショックや戸惑いを受け止めて、相談に来たことの適切さを認め、子どもの安全確保と事実確認についての協力を依頼することが重要であり、いきなり批判的に保護者の養育態度を責めたり、議論してしまわないことが重要である。

基本的に子どもの安全についての保護者の判断基準が異なることから、子どもの安全についての見解の相違が明らかとなり、相談に来た保護者自身の不適切さが徐々に見え隠れしてくることもある。

こうした事案では、子どもの安全確保や事実調査に関して相談している保護者と児童相談所の見解が異なり、子どもとの接触、確実な安全確保が難しくなる事態が危惧される。子どもとの確実な接触のため、誤った見解に同意・迎合することと、妨害的な議論の双方を避け、まず正確な事実確認と子どもとの接触を優先することが重要である。

◆正確な事実の確認

子どもの安全についての保護者の見解が児童相談所と大きくずれそうな場合、見解の相違から議論が始まってしまうと、事実関係の正確な把握・確認が困難になってしまいやすい。いきなり見解の相違について議論するよりも前に、まず保護者から、事実発覚の状況及び相談に来所するまでの経過についての正

確な情報、個々の場面での発言内容や言葉を確認することが重要である。

◆初期対応における子どもとの接触と安全確保に関しては妥協しない

性的虐待に関する子どもとの接触と安全確保は、起こっている事態の正確な事実確認、子どもの確実な安全確保のために欠かせない。また子どもと加害者の接触・関与の可能性、子どもの家族や親族関係者の複雑な情緒的反応に子どもが接触している状況では、本人からの正確な事実確認・事情聴取はできない。従って、子どもの確実な安全確保と事情聴取のためには、いったん子どもを安全に保護して関係者からの影響可能性を遮断することが必要となる。この条件確保については妥協しないことが必要となる。

例外的に子どもを環境から分離しなくても調査できるのは非加害保護者が加害者や関係者との接触を完全に遮断できるほどの遠方に移動するとか、シェルターに保護されるなどの状態にあり、かつその人たちとの関係を完全に絶っていると信頼できる状況が確認される場合である。

◆最短時間での子どもとの安全な接触と安全確保

子どもとの接触は、その当事者とのやりとりにおいて確認される状況下において、最短時間で接触できることを目指す。子どもとの接触は子どもの安全に配慮して設定する。またその上で最善の安全確保を図ることが必要となる。

◆DV 問題への配慮

性的暴力の問題はしばしば DV 問題の中で発生していることがある。母のパートナーとの関係に DV 問題がある場合、子どものへの介入が同時に母のパートナーとの関係に大きく波及することがある。子どもについての状況把握において、母の DV 問題の可能性についても注意して事情聴取することが必要である。

3)関係機関からの相談・通告

◆関係機関の職員が子どもからの性暴力被害の告白を聞くということ

性的虐待相談の発端は本人からの告白を聴いた人物や組織からの通告によることが多い。本人の告白は極めて個人的な打ち明け話であることが多く、隠されてきた秘密の仄めかしや開示といった姿をとることが多い。従ってその表現や情報には様々な曖昧さを含み、それを聴いた人物の抱く印象や反応もまた様々である。多くの場合、子どもの告白を聴いた人々は、真偽を確かめがちで難しい何かとも険悪で深刻なことが進行しているかもしれないこと、そのことを公的機関に知らせて明るみに出すことをすれば、間違いなく関係する人々の間にスキャンダルを引き起こすだろう、ということを知る。

性的虐待、あるいはもう少し広範囲な性的搾取としての性暴力被害に遭っている子どもは、心と体を自分の意思に反して他者に支配されコントロールされる侵害状況に置かれ、しかもその事実を加害者と共に周囲から隠ぺいすることを強いられ、またそれに従い、協力せざるを得ない行動をとらされて来ている。罪障感や無力感、ことが明らかになった際に起こることへの恐れも強い。

これらの事態の背景には「沈黙の共謀(Butler,S.1978)」と呼ばれる強い圧力構造がある。すなわち①加害者が強いる沈黙、②被害者が守る沈黙、③社会が培養する沈黙である。これらの沈黙が成立しているのは、個人や社会に意識的、無意識的、あるいは文化的、社会的な暗黙の自己規制や抑制、恐怖や嫌悪感を含む無言の圧力が存在してきたからである。対応する者はこれらの沈黙を破るために自覚的な努力が必要である。

対応判断は「子どもの安全の確保」すなわち「子どもの最善の利益の保障」の観点から行われる必要がある。多くの事例では即日の通告と対応が原則的に必要となる。

◆機関からの通告受理対応

学校教員など関係機関職員から相談や通告を受けた場合、機関としての通告か個人からの通告か確認して、まず窓口を一本化することが重要となる。

子どもの情報確認、本人特定の調査を開始すると同時に、子どもの所在を確認し、子どもの現状を確保して安全に保護できるなら、まず子どもを目立たないように安全確保することを依頼する。また情報管理の範囲を限定することと通告時点以降、子どもへの聞き取りを独自に行わないように依頼する。

◆通告者との接触

子どもからの告白を聴いた人や、子どもの様子から性的虐待を受けたのではないか疑った人に直接会い、事実を確認する。その際、性的虐待についてはデリケートな情報であるため、その事実を知っている人を限定し、情報管理について取り決める。中には子どもの告白を聞いても性的虐待の事実については半信半疑である人がいることに留意し、わが国でもこうした形での性的虐待の発覚が増えていること、そうした告白を子どもがしたことの重大性、調査の重要性を伝える。児童相談所が今後どのように動くかについての不安を感じる場合も多いので、今後の対応の見通し、法的な責任の所在関係について説明する(子どもの安全に疑いを感じたらその機関は通告義務がある。その後の調査と子どもの安全確保のための身柄の扱い判断は児童相談所の権限であり、通告機関はこれに協力義務があるが判断の責任は負わないこと等)。

子どもの告白が具体的な性的虐待の事実について話をしているのかどうか確認することも重要である。子どもが何らかの事実に関する話をしている場合には直ちに子どもとの接触を設定する。子どもから

の告白が無い場合には、何らかの客観的な証拠がない限り、調査による継続的な状況把握を続けることが必要となる。

◆子どもとの接触と通告機関の協力

通告を受けた児童相談所は通告者に直接接觸して状況把握と共に、子どもが何らかの被害事実に関する開示を行っている場合には、子どもと直接接觸して初期調査を行うことが必須である。これには通告機関の協力が重要となる。子どもの身柄の安全な確保と、静かに誰にも知られずに面接できる場所の設定を依頼する。子どもの告白を聴いた職員や責任者である管理職から子どもに「あなたがお話ししてくれたことはとても大切な話で、私たちもあなたを守りたいと思っている。だから児童相談所というあなたの安全、安心について一緒に考えててくれる人たちに相談した。今、その人達が、とても大切なことだからとあなたに会いに来ている。あなたから直接相談してみよう」など、その場の状況を子どもが理解できるように節明する必要がある。

これらの手順とタイミングは予め通告直後のやりとりで通告機関と具体的に話しあい、その手順を細かく助言しておくことが重要である。通告者は概ね子どもの告白にショックを受け、戸惑いを感じているので。こうした具体的な対応を明確にすることで安心感が増し、よりスムーズに対応の流れを作ることができると。

◆子どもがいったんは関係者に告白したもの児童相談所の調査では話すことを拒んだ場合

子どもが関係者にはいったん何らかの告白をしたが、児童相談所の調査では話すことを拒むことは時々生じる事態である。また年長児の場合、被害事実についてはある程度話をして認めるが、自身の身の振り方については保護や介入を拒む場合がある。こうした場合には強制的な介入をとっても事実の根拠確保ができず、かえって子どもの身に危険が及ぶことが予想される。まず子どもの安全確保について子どもと話し合い、継続的に接觸を続けることになる。こうした場合、情報管理と継続的な接觸の為に関係機関の協力が欠かせない要件となる。

4)近隣、親族からの相談・通告、直接子どもに関わる人からの相談・通告

◆事実情報の確認

近隣、親族、習い事の先生、子どもの友人の保護者など、子どもに直接関わる人で特定の組織としての対応が無い人から相談や通告があった場合、できるだけ通告者や子どもの話を聴いた人と直接会って情報聴取する。通告者や子どもの話を聴いた人物の特定確認と、子どもと家族を特定できる情報の確認、子どもが話していることの具体的な事実確認が重要である。子どもの所在が確保されており、子どもの安全確保が必要と判断される場合には緊急保護の検討対象となる。

◆通告者に関する法的な守秘義務について

こうした子どもの関係者からの個人の通告の場合、誰が通告したか、家族や虐待者に知られることを通告者が不都合に感じたり恐れたりすることは当然である。通告者の個人情報は法律によって守られており、決して児童相談所からは漏れないことを保証すると同時に、子どもの安全確保においても通告者が特定され、以後の通告者の安全を損なったり、協力が得られなくなったりするような事態をどうして防ぐか検討しなければならない。子どもの所属場所がある場合にはそこに連絡をとり、機関としての通告として対応することも検討する。

◆通告の正当性の保障

個人の通告者の場合、特に通告して良かったのか、自分は正しいことをしたのか、と自問自答するのが常である。また通告以後の相談の展開内容については、当事者の相談情報の守秘義務が生じるため、通告者にはつぶさに報告できない。こうした事情を考慮して、通告者には接触当初から、通告の正しさを明確に伝えておくことも重要である。また以後の展開については詳しいことは話せないが、「通告によって子どもの安全が確保され、対応が進んでいる」とか、「残念ながら、子どもの安全は充分でなく、また何かあれば教えて欲しい」等のフィードバックと共に、「子どもの為に通告してくれたことは良かった」と明確に言葉を返しておくことも重要である。